

令和7年度多古町地域おこし協力隊員募集要項

1. 募集の目的

多古町が抱える少子高齢化などの地域課題について、情熱をもって取り組む都市住民を含む外部人材を積極的に活用することにより、地域を活性化及び地域の活力を取り戻させる人材を募集することを目的としています。

2. 多古町の概要

多古町は、北総台地の東側に位置し、県内町村では2番目の広さを誇る町です。町中央部を南北に流れる栗山川流域には、水田地帯が広がり、食味日本一になったことがある「多古米」の産地となっており、北部及び東部では台地が広がり、全国有数の「やまと芋」の産地になっています。また、世界への玄関口である「成田国際空港」が西隣に所在し、東京駅からも高速バスに乗って約110分で来られる町として、都会からも近く、自然を味わえる“ちょうど良い距離感”の町です。町内にはテレワークができる施設もあり、自然に囲まれ仕事ができる環境が整っています。

3. 活動内容

【観光・まちづくり】4名

一般社団法人多古町観光まちづくり機構に所属し、各種イベントの運営・補助やタウンプロモーション等による観光及びまちづくりに関する活動を行います。

1名：(一社)多古町観光まちづくり機構とともに各種イベント企画等を行う活動

2名：多古町ならではの観光商品等の開発を行う活動

1名：インバウンド施策等、国内外を問わず多古町に誘客する活動

◆主な活動内容

- (1) 多古町及び多古町観光まちづくり機構が主体となる地域イベントの運営・補助
- (2) 地域コミュニティに資する活動
- (3) SNS・動画コンテンツ・HP等を活用したプロモーション
- (4) 多古町観光まちづくり機構の業務補助
- (5) 移住・定住及び交流促進に関する活動
- (6) その他、観光・まちづくりに関する活動

【SNSによる町の情報発信・広報】1名

多古町役場（企画政策課）に所属し、町が関係する各種イベントやマスコットキャラクター等に関する情報をSNSで（主にX、Instagram）発信の他、町広報紙作成に関するお手伝いや各種イベントへの参加等をお願いすることがあります。

◆主な活動内容

- (1) SNS（主にX、Instagram）を用いた情報発信やアイデアの提供
- (2) 広報紙の作成のための取材活動等の補助やアイデアの提供
- (3) マスコットキャラクターや町のPRに等に関する各種イベントへの参加
- (4) その他、町の情報発信・広報に関する活動

【道の駅多古 運営・企画】1名

多古町の魅力発信拠点である道の駅多古を運営する㈱多古に所属し、道の駅多古の運営を軸に、地域の新たな魅力の開拓や向上、国内外に向けた情報発信、農業の振興等に資する活動を行います。

◆主な活動内容

- (1) 地域の新たな魅力の開拓、向上
- (2) SNS・動画コンテンツ・メタバース・HP 等を活用した地域の情報・魅力発信
- (3) 道の駅多古あじさい館の運營業務補助
- (4) 町内外の地域イベントへの参加
- (5) その他、道の駅多古の魅力向上、地域の魅力向上に資する活動

【教育・コミュニティ】2名

多古町教育委員会に所属し、地域と学校をつなぐ活動を行います。

◆主な業務

- (1) 地域と学校が連携・協働して行う活動
- (2) 地域学校協働活動推進事業に関する活動
- (3) 放課後子ども教室の企画及び活動
- (4) コミュニティ・スクールへの参画
- (5) その他、教育委員会が必要と認める事業

【建築確認及び宅地開発申請】1名

多古町役場（空港まちづくり課）に所属し、建築確認申請や宅地開発事業に係る業務を行います。

◆主な業務

- (1) 建築確認申請に係る業務全般
- (2) 宅地開発事業に係る業務全般

※応募資格…行政における建築確認申請及び開発許認可業務の経験者

【土木設計・工事監督及び道路用地測量】3名

多古町役場（都市整備課）に所属し、土木設計・工事監督（2名）や道路用地測量（1名）に係る業務を行います。

◆主な業務

- (1) 土木設計・工事監督
 - ・土木工事の設計補助、工事監督支援
 - ・土木関連事業の技術支援及び事務
- (2) 道路用地測量
 - ・道路境界確定における業務全般（図面等のチェック、現地立会、業者との協議等）
 - ・許認可申請書類等の審査

※応募資格…以下、各活動において、すべて満たす方が対象

○土木設計・工事監督

1. 下記のいずれかの資格を有するもの

- ・土木施工管理技士(1級・2級)
- ・舗装工事管理技術者(1級・2級)
- ・RCCM(シビルコンサルティングマネージャ)
- ・技術士(建設部門)

2.1のいずれかの資格取得後、5年以上の実務経験があるもの

○道路用地測量

1. 下記のいずれかの資格を有するもの

- ・土地家屋調査士
- ・地理空間情報専門技術者(1級・2級)
- ・測量士、測量士補
- ・地籍主任調査員
- ・補償業務管理士

2.1のいずれかの資格取得後、5年以上の実務経験があるもの

※「5年以上の実務経験」は、会社員、公務員、自営業者等として就業した期間を通算して計算します。(ただし、休職期間は除く。)実務経験が複数の場合は通算できますが、同一期間内に複数の実務に従事した場合は、いずれか一方のみの実務経験に限ります。

4. 応募条件

- (1) 3 大都市圏内の都市地域又は政令指定都市に現に住所を有しており、委嘱後に多古町へ住民票を異動し居住することができる方
 ※3 大都市圏：首都圏・近畿圏・中京圏のこと。自身の居住地が該当するかどうか不明な方はお問い合わせください。
- (2) 令和7年4月1日現在で18歳以上の方
- (3) 心身ともに健康で、地域のために地域の住民とともに活動し、誠実に職務ができる方
- (4) 協力隊活動終了後に本町で定住・就業(就農・起業を含む)する意向を持っている方
- (5) Word・Excel等のパソコン作業及びSNS等の活用が出来る方
- (6) 普通自動車運転免許を取得している方(採用までに取得見込も含む。)
- (7) 【建築確認及び宅地開発申請】【土木設計・工事監督及び道路用地測量】については、
 3. 活動内容で記載している応募資格を満たす方

勤務条件・福利厚生

待遇	内容
(1) 募集人数	【観光・まちづくり】 4名 【SNSによる町の情報発信・広報に関する活動】 1名 【道の駅多古 運営・企画】 1名 【教育・コミュニティ】 2名 【建築確認及び宅地開発申請】 1名 【土木設計・工事監督及び道路用地測量】 3名
(2) 任用形態	多古町地域おこし協力隊設置要綱に基づき多古町長が委嘱します。 ※多古町との雇用関係はありません。
(3) 委嘱期間	委嘱の日から令和8年3月31日まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・着任日は、令和7年4月1日を予定しています。 ・年度途中で委嘱があった場合も委嘱期間は令和8年3月31日までとなります。 ・活動状況や実績等を勘案のうえ、委嘱期間の延長（最長3年まで）があります。
(4) 報償費（給与）	月額 266,000 円以内
(5) 勤務時間・休日	月 160 時間（1日あたり7時間45分、月20日間活動）
(6) 住居	<p>民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約していただきますが、月額50,000円を限度に町が家賃を補助します。</p> <p>※敷金・礼金・光熱水費等については、隊員の自己負担となります。</p>
(7) 福利厚生	町と雇用契約を結ばないため、健康保険と国民年金は各自の負担となります。
(8) 活動に関する資金	<p>■交通費 町内の移動には、自動車や自動二輪車が不可欠です。活動には隊員の自家用車等を使用していただきますが、燃料費として月額15,000円を限度に町が補助します。</p> <p>■通信費 活動に使用するパソコンや携帯電話は隊員各自で用意していただきます。なお、通信費として5,000円/月を上限に町が補助します。</p> <p>■その他活動費 隊員の活動や研修に関する費用について、多古町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助します。</p>
(9) 兼業	地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲内で可能です。※隊員卒業後に多古町内で仕事をしながら定住できるように町も積極的に支援します。

5. 応募・選考

(1) 応募

「多古町地域おこし協力隊員応募申込書」に必要事項を記入の上、提出書類を揃えて郵送又は持参により提出してください。

- ① 受付期間 令和6年11月14日(木)から令和7年1月14日(火)まで
 ※持参の場合、「6.その他」の開庁・開館日をご確認ください。
 ※郵送の場合、受付期間最終日の消印有効とします。
- ② 提出先 「6.その他」に記載の各担当課へ提出してください。
- ③ 提出書類
 - ・多古町地域おこし協力隊応募申込書
 - ・住民票の写し
 - ・普通自動車運転免許証の写し

(2) 選考方法

選考は1次審査（書類）、2次審査（面接）によって行います。

区分	審査方法・通知方法
第1次審査	【書類審査】 提出された書類を審査し、要項に合致しない場合は、通知によりお知らせします。
第2次審査	【面接審査】 第1次審査を通過した方に対して、多古町内で個人面接を行います。なお、面接日及び面接場所については、メールにより、お知らせします。
委嘱の決定	第2次審査者全員に対して、通知で合否をお知らせします。

6. その他

応募や活動内容について不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

【観光・まちづくり】

多古町 企画政策課 地方創生推進係

住所 〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地 多古町役場

電話 0479-76-5417

E-mail sousei@town.tako.chiba.jp

【SNSによる町の情報発信・広報】

多古町 企画政策課 広報係

住所 〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地 多古町役場

電話 0479-76-5417

E-mail kouhou@town.tako.chiba.jp

【道の駅多古 運営・企画】

多古町 産業経済課 経済振興係

住所 〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地 多古町役場

電話 0479-76-5404

E-mail keizai@town.tako.chiba.jp

【教育・コミュニティ】

多古町教育委員会 生涯学習課 社会教育係

住所 〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古 2855 番地 多古町コミュニティプラザ

電話 0479-76-7811

E-mail t-shogaigakushu@town.tako.chiba.jp

【建築確認及び宅地開発申請】

多古町 空港まちづくり課 都市計画係

住所 〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地 多古町役場

電話 0479-76-5408

E-mail toshikeikaku@town.tako.chiba.jp

【土木設計・工事監督及び道路用地測量】

多古町 都市整備課 建設係、土木管理係

住所 〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地 多古町役場

電話 0479-76-5407

E-mail t-toshiseibi@town.tako.chiba.jp

※開庁・開館日

多古町役場

月～金曜日(祝日及び年末年始(令和6年12月28日(土)から令和7年1月5日(日)まで)を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

多古町コミュニティプラザ

火～日曜日(祝日及び年末年始(令和6年12月28日(土)から令和7年1月4日(土)まで)を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで